

第30回機械要素技術展[東京]島根ブース小間造作等 業務委託業者選定に係る企画提案競技実施要領

1. 目的等

令和7年度に当財団が出展を予定している「第30回機械要素技術展[東京]」島根ブース出展にあたり、その小間造作業務について、最適な委託先を選定するため、この要領によりプロポーザル（企画提案競技）を行う。

2. 提案競技の対象とする業務

(1) 委託業務名

第30回機械要素技術展[東京]島根ブース小間造作等委託業務

(2) 業務委託内容

別紙「第30回機械要素技術展[東京]島根ブース小間造作等委託業務仕様書（以下「仕様書」という）」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年7月11日(金)

(4) 提案上限額

3,180,000円（消費税および地方消費税を含む）

3. 参加資格等

上記2に掲げる業務を遂行する能力を有する企業であって、参加資格及び企画提案内容について、当財団からの電話、電子メールまたはFAX等による質問等に対して迅速に対応（場合によっては追加資料の提出など）ができること。また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 企画提案競技参加申込書等の提出

(1) 提出書類の種類（各 1 部）

①企画提案競技参加申込書（様式 1）

②会社概要書（様式 2）

※会社パンフレット等あれば添付すること。

※申込書提出に際して当財団販路支援課（E-mail：shinko@joho-shimane.or.jp）宛てに担当者から電子メールを送信すること。

③類似業務受託実績一覧（様式 3）

④類似業務受託実績が確認できる写真（1 枚）

⑤島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

※⑤については直近の納期以降最新のものとし、島根県内の営業所等の有無にかかわらず提出すること。また参加申込書提出期限までの期間が短いことから企画提案書提出期限までに提出することとする。

(2) 提出方法等

ア. 提出期限：令和 7 年 5 月 2 日（金） 午後 5 時まで（必着）

イ. 提出方法：持参または郵送または電子メール

※持参の場合、閉所日（土日祝日等）を除く午前 8 時半から午後 5 時まで

ウ. 提出先：「10. 問い合わせ先・書類提出先」に同じ

- (3) 参加申込数が 6 社以上となった場合、書面審査を実施し、本提案競技へ参加する 5 社を選定する。1 次審査結果通知予定日：令和 7 年 5 月 7 日（水）

5. 本提案競技又は仕様書に係る質疑応答

- (1) 質問票（様式 4）により提出することとする。なお、質問ごとに質問票を作成すること。

なお、提出期限後の問い合わせには原則として応じない。

(2) 提出方法等

ア. 提出期限：令和 7 年 5 月 8 日（木） 午後 5 時まで（必着）

イ. 提出方法：FAX または電子メール ※必ず着信確認の電話をすること

ウ. 提出先：「10. 問い合わせ先・書類提出先」に同じ

- (3) 質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 12 日（月）までに提案競技参加者全員に対し電子メールにより通知する。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類の種類（各 1 部）

①企画提案書（様式 5）

- i. 企画提案書の構成は仕様書に基づき、事業内容等の詳細を記載して提出すること。
- ii. 企画提案書は具体的かつ可能な限り平易な表現を用いることとし、必要に応じて用語解説等を付記すること。

②見積書（任意様式）

- i. 仕様書の内容により見積もるものとし、提案する企画内容の実施にかかる一切の経費を見込み、提案上限額の範囲内で、消費税相当額を含んだ額を記載すること。
- ii. 実施費用（企画・制作費、調整費、現地滞在費、旅費等）やその他必要な経費ごとに、可能な限り具体的かつ詳細に積算方法を示す内訳書を作成すること。

③上記①及び②の電子データ（記録媒体（CD-R等）による）

※データのサイズはA4版もしくはA3版とする。

（2）企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア. 参加する資格のないものが提案したとき。
- イ. 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ウ. 提案上限額を上回る金額で提案したとき。
- エ. 事実と反する申請又は提案書への虚偽の記載、提案に関する不正行為があったとき。
- オ. その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（3）提出方法等

- ア. 提出期限：令和7年5月21日（水） 午後5時まで（必着）
- イ. 提出方法：持参または郵送または電子メール

※持参の場合、閉所日（土日祝日等）を除く午前8時半から午後5時まで

- ウ. 提出先：「10. 問い合わせ先・書類提出先」に同じ

7. 提案書の審査及び優先交渉権者の選定

- （1）別に定める審査委員会における審査により、提出された企画提案から一つの企画を選定し、その提案者を優先交渉権者として契約交渉を行う。
- （2）企画の採用又は不採用については、参加者全員に通知する。
- （3）審査委員会は非公開とする。

8. 契約

（1）契約相手方

原則として優先交渉権者と地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により、随意契約にて業務委託契約を締結する。委託契約と同時に機密保持契約を締結する。

（2）契約金額

打ち合わせの後に優先交渉権者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和 39 年島根県規則第 22 号)第 69 条の 2 第 6 号を準用し免除する。

(5) 契約に伴う諸経費

受託予定者の負担とする。

(6) 委託料の支払い

委託料は原則として会期終了後に支払うものとする。

(7) その他の契約条項

受託予定者との協議事項とする。

9. その他の留意事項

(1) 提出期限後の書類の追加及び修正には原則として応じない。

(2) 提出書類の著作権は提案競技参加者に帰属する。

(3) 提出書類は他の提案競技参加者に対して非公開とする。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 要領及び仕様書の各種条件を満たす企画提案書を提出した事業者の内、採用されなかった事業者に対して企画提案競技参加料 10,000 円（消費税および地方消費税を含む）を支払う。

ただし、本要領の「6. 企画提案書等の提出」の「(2) 企画提案の無効に関する事項」に該当する場合は支払わない。

(6) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

(7) 書類提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）でその旨申し出ること。

(8) 優先交渉権者の企画提案内容は、協議の上変更する場合がある。

10. 問い合わせ先・書類提出先

〒690-0816 島根県松江市北陵町 1 番地 テクノアークしまね 1 階

(公財) しまね産業振興財団 販路支援課 担当：福富

TEL：0852-60-5114 FAX：0852-60-5116

E-mail：shinko@joho-shimane.or.jp

11. 様式

別添のとおり